法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-15

【特集】生活困窮と金融排除 : 特集にあたって

小関, 隆志 / KOSEKI, Takashi

(出版者 / Publisher)
法政大学大原社会問題研究所
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌
(巻 / Volume)
738
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
2
(発行年 / Year)
2020-04-01

【特集】生活困窮と金融排除

特集にあたって

小関　隆志

生活保護の被保護世帯数が 162.9 万世帯（2015 年度）を数え，貧困が国内の主要な社会問題として認知されるようになった。政府は生活保護に陥る前の防貧対策として生活困窮者自立支援法を制定し（2013 年成立・2015 年施行），各自治体は自立に向けた相談や就労支援，住宅確保給付金の支給などを始めた。最低生計費に満たないといった経済的な「貧困」に限らず，就労困難や引きこもり，障害・疾患など多様な経済的・社会的困難，生きづらさを含めた「生活困窮」という幅広い概念が導入されたことは画期的なことといえる。生活困窮者自立支援は，所得補償だけでなく，就労や住宅，教育などの社会的包摂を多面的に含めているが，多様なメニューの一つに「家計改善支援事業」（2019 年に「家計相談支援事業」から改称）も含まれており，この事業は金融の社会的包摂（金融包摂）の一つに位置づけられる。ここに，生活困窮と金融包摂の連続性をみることができる。

生活困窮という概念は法制度の施行とともに普及しつつあるが，金融排除や金融包摂という概念は日本国内ではまだあまり認知されていない（概念の定義は小関論文で述べる）。生活保護やホームレスに象徴される貧困問題や，生活困窮者の自立支援に関する議論や研究の多くは，就労の促進や公的扶助などによる所得の維持向上，住宅や医療福祉サービスの供給などに重点を置いてきた。だが，金融は所得の維持向上などには還元され得ない要素であり，生活困窮者の自立支援にとって独自の役割を果たし得ると考えられる。

金融というと，貧困や生活困窮とは縁遠い存在のように感じるかもしれない。しかし，経済の金融化が極度に進んだ現代社会において，私たちは日常生活を営む上で何らかの金融サービス（貯蓄，融資，決済，送金，保険，クレジットカード，電子マネー等）を利用し得ることがほぼ前提となっていて，金融を利用できないことは生活に大きな支障をきたしかねない。限られた資産しか持たない人にとって，その資産をいかに有効に運用できるか。病気などで緊急の必要に迫られながら手元資金がない時に，資金をどう調達できるか。不安定な就労で生活費が一時的に不足した場合，あまりコストをかけずに収支の平準化を図れるような金融サービスを利用できるかどうか。適切な金融サービスの利用可能性如何が，資金の余裕がない生活困窮者にとって生活の質を左右する要素の一つといえよう。

金融排除は，日本ではまだ人口に膾炙していない概念ということもあり，日本に金融排除がどの程度存在しているのか，実のところまだよくわかっていない。そのため，日本における金融排除の実態調査を試みた*。実態調査といっても，少数のサンプルで，地域も限られており，得られた調査結果の一般化には遠く及ばないが，金融排除や金融包摂という視点で現状を分析することの意義

は示し得るのではないかと思っている。

本特集は，金融排除の実態調査を行った研究メンバー 4 名が，調査結果をもとにそれぞれのテーマで論考をまとめたものである。

小関論文は，金融排除の概念を示すとともに，金融包摂政策，関連の研究動向を概観したものである。欧米・途上国・日本で歴史的・社会経済的背景が大きく異なるため，欧米や途上国の経験に学びながらも，日本独自の背景や文脈に即して金融包摂政策を検討する必要がある。

角崎論文は，上記の金融排除の実態調査結果を分析したものである。調査対象世帯においては，不安定な収入構造により，支出が収入を超過する状態が頻発していたこと，また緊急時のための貯蓄がない世帯が多くあり，金融サービスへのアクセスを充分に持たないことを調査結果として示している。

佐藤論文は，経済的困難を抱えるリスクの高い母子世帯，なかでも母子生活支援施設入所者に焦点を当てた調査結果から，家計管理上の困難さや金融サービス等への要望を整理したものである。母子生活支援施設入所者が抱える特有の課題と，施設職員による支援のあり方を論じている。

野田論文は，ファイナンシャル・ケイパビリティ概念を日本の文脈に沿って説明し，実際に日本で実施されている実践や政策の意義，課題について，当該概念の視点に基づいて明らかにしたものである。ファイナンシャル・ケイパビリティは，金融に関する基礎知識だけでなく，金融サービスを活用するスキルや能力が金融包摂にとって重要であることを示した概念であり，家計改善支援事業などの場面で活用が期待される。

金融排除や金融包摂は，日本ではまだ人口に膾炙していないこともあり，また社会的排除・社会的包摂の概念一般にも言えることであるが，いったい誰が何から排除されているのか，あるいは何をもって包摂と言えるのかが，さほど明快に割り切れない面がある。人によって解釈の幅もみられる。今回の特集をきっかけとして，議論や研究が盛んになることを期待したい。

（こせき・たかし　明治大学経営学部教授，法政大学大原社会問題研究所嘱託研究員）

＊　科学研究費基盤研究（C）「金融包摂による生活困窮からの脱却可能性」2016 ～ 2018 年度，課題番号：16K04200。研究代表者：小関隆志，研究分担者：佐藤順子，連携研究者：角崎洋平・野田博也。